

令和 5 年度 関市 実質収支に関する調書

一般会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	5 1, 6 6 1, 5 1 7, 0 0 8
2 歳 出	総 額	4 6, 8 8 9, 0 3 2, 5 6 4
3 歳 入 歳 出	差 引 額	4, 7 7 2, 4 8 4, 4 4 4
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	8 0 8, 5 1 5, 3 1 0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	8 0 8, 5 1 5, 3 1 0
5 実 質 収 支	額	3, 9 6 3, 9 6 9, 1 3 4
6 実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定 に よ る 基 金 繰 入 額		2, 0 0 0, 0 0 0, 0 0 0

国民健康保険特別会計（事業勘定）

（単位：円）

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	8, 7 9 5, 3 2 4, 7 3 5
2 歳 出	総 額	8, 7 6 2, 5 5 1, 6 3 5
3 歳 入 歳 出	差 引 額	3 2, 7 7 3, 1 0 0
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支	額	3 2, 7 7 3, 1 0 0
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 に よ る 基 金 繰 入 額		1 6, 3 8 7, 0 0 0

国民健康保険特別会計（直診勘定）

（単位：円）

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	3 3 6, 7 9 7, 7 1 3
2 歳 出	総 額	3 1 4, 7 3 0, 6 6 2
3 歳 入 歳 出	差 引 額	2 2, 0 6 7, 0 5 1
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支	額	2 2, 0 6 7, 0 5 1
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 に よ る 基 金 繰 入 額		0

財産区特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	11,431,043
2 歳 出	総 額	7,750,470
3 歳 入 歳 出	差 引 額	3,680,573
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支	額	3,680,573
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 に よ る 基 金 繰 入 額		0

中小企業従業員退職金共済事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	8 1, 5 1 6, 8 3 3
2 歳 出	総 額	8 1, 5 1 6, 8 3 3
3 歳 入 歳 出	差 引 額	0
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支	額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 に よ る 基 金 繰 入 額	0

公設地方卸売市場事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	22,600,640
2 歳 出	総 額	20,312,640
3 歳 入 歳 出	差 引 額	2,288,000
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	2,288,000
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	2,288,000
5 実 質 収 支	額	0
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 に よ る 基 金 繰 入 額		0

介護保険事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	7, 4 9 5, 5 9 5, 7 1 7
2 歳 出	総 額	7, 3 6 4, 7 3 4, 3 3 4
3 歳 入 歳 出	差 引 額	1 3 0, 8 6 1, 3 8 3
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支	額	1 3 0, 8 6 1, 3 8 3
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 に よ る 基 金 繰 入 額		0

後期高齢者医療特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	1, 3 3 8, 2 2 6, 3 1 8
2 歳 出	総 額	1, 3 0 2, 0 5 2, 9 5 7
3 歳 入 歳 出	差 引 額	3 6, 1 7 3, 3 6 1
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支	額	3 6, 1 7 3, 3 6 1
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 に よ る 基 金 繰 入 額		0